

久留米市における子どもの貧困対策の取組状況 [久留米市子どもの貧困対策推進計画の取組状況]

1 久留米市の状況

平成 29 年度に「久留米市子どもの生活実態調査」を実施した結果からみえる生活実態の状況は次のとおりです。

(1) 生活困難世帯の状況

【生活困難世帯を示す 3 つの要素】

①低所得 ※国の貧困線（122万円）を下回る世帯	14.2%
②家計のひっ迫 ※経済的な理由で「食費を切りつめた」「新しい衣服や靴を買うのを減らした」などの経験が6項目以上該当する世帯	7.7%
③子どもの体験や所有物の欠如 ※経済的な理由で子どもを「旅行やレジャーに連れていくことができなかった」「学習塾や習い事に通わせることができなかった」などの経験が3項目以上該当する世帯 ※久留米市独自の指標として、「生活困難世帯」を3つの要素で分類	9.5%

【生活困難世帯の割合】

生活困難層	困窮層＋周辺層	22.1%
	困窮層	①②③のうち、2つ以上の要素に該当 7.5%
	周辺層	①②③のうち、いずれか1つの要素に該当 14.6%
一般層	いずれの要素にも該当しない	77.9%

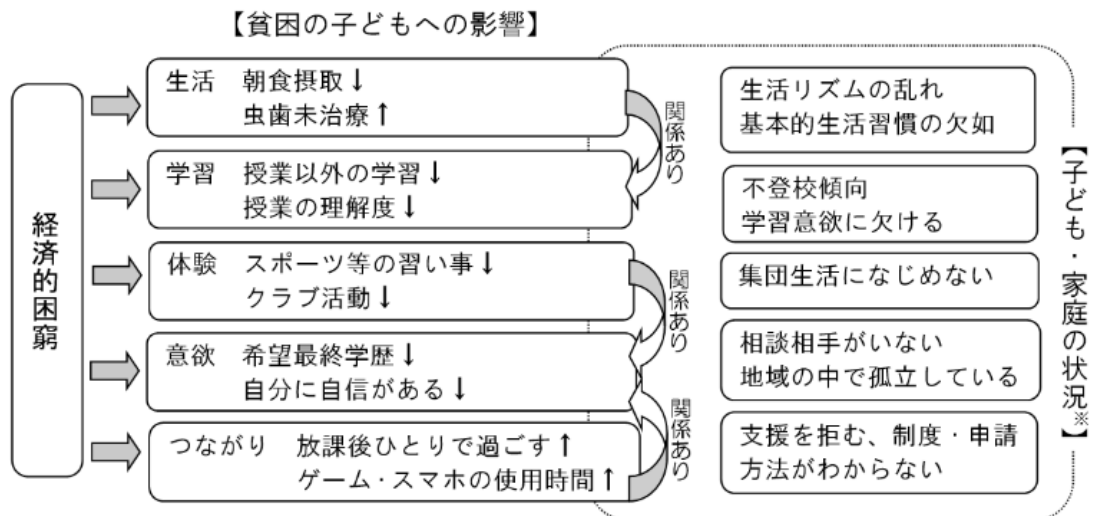
【世帯区分ごとの生活困難世帯の割合】

世帯区分	生活困難世帯			一般層
	困窮層	周辺層	計	
全体	7.5%	14.6%	22.1%	77.9%
ふたり親世帯	5.2%	12.2%	17.4%	82.6%
母子世帯	25.4%	30.9%	56.3%	43.8%
父子世帯	9.7%	12.9%	22.6%	77.4%

(2) 貧困の影響

貧困がもたらす子どもへの影響を調査結果からみてみると、経済的困窮が、子どもの生活、学習、体験機会、意欲や自己肯定感、社会的つながりなどに影響を及ぼしている状況がみられました。また、生活環境、読書や体験活動、近所づきあいなどと、子どもの意欲や自己肯定感には相関関係がみられました。

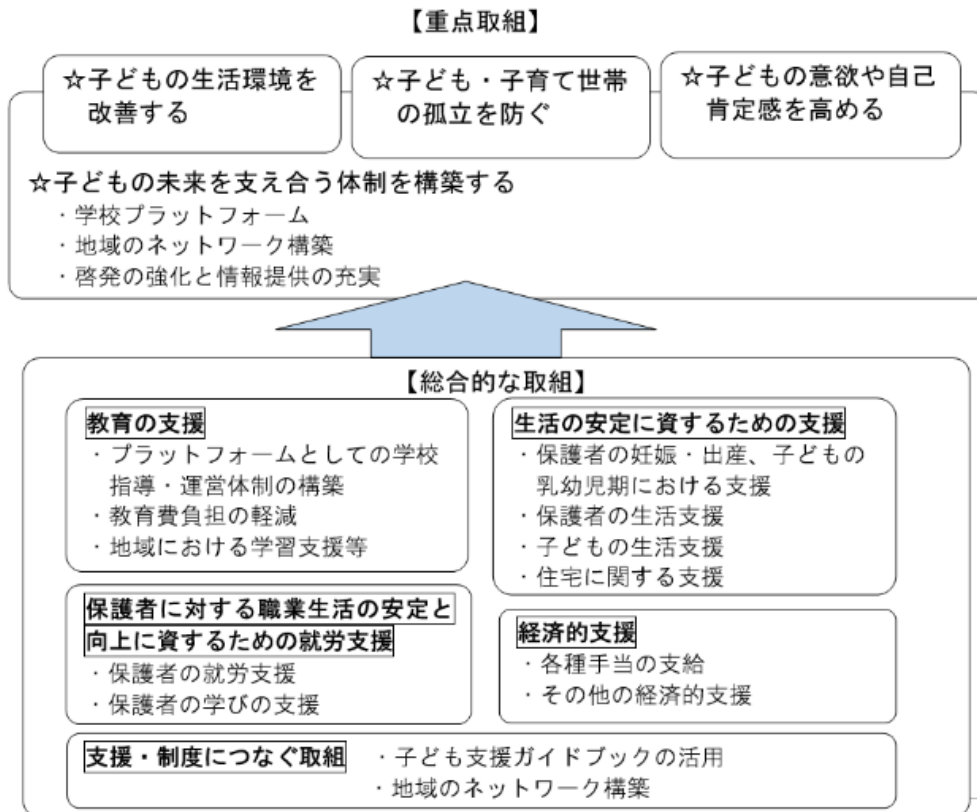
子どもの生活環境の改善、体験機会の増加、地域での関わりの増加などが、子どものやり抜く力や頑張ろうという意欲につながり、学習面での課題の克服、自己肯定感の向上につながる可能性があります。



※久留米市子どもの生活実態調査及び子どもや子育て支援に関わる機関・団体等のヒアリング調査の結果より

2 施策の体系（関係図）

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、国が示す「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」の4つの重点施策と「支援や制度を必要とする人につなぐ取組」を総合的に進めてきました。



3 子どもの貧困対策に関する指標

子どもの貧困対策を進めるにあたり、実効性や施策効果を確認するため、9つの指標を設定しています。指標のうち、4つは令和6年度に実施する調査結果を待たなければなりません、他の5つについては、直近の実績値で3つが目標に到達していますが、残り2つは到達していません。

No	指標 [出典]	計画掲載値	直近の実績値	目標
1	生活困難世帯の割合 [久留米市子どもの生活実態調査]	22.1% (平成29年度)	—	↓
2	毎日朝食を食べる子どもの割合 [久留米市子どもの生活実態調査]	全体92.6% 生活困難世帯 88.4% (平成29年度)	—	↑
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 [久留米市ひとり親家庭実態調査]	母子世帯49.7% 父子世帯74.7% (平成28年度)	母子世帯51.3% 父子世帯72.9% (令和3年度)	↑
4	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 [全国学力・学習状況調査(国)]	小学6年生77.4% 中学3年生67.8% (令和元年度)	小学6年生77.1% 中学3年生79.4% (令和5年度)	↑
5	生活保護世帯に属する子どもの進学率(高等学校等・大学等) [件数把握]	高等学校等 95.2% 大学等30.9% (平成30年度)	高等学校等 95.3% 大学等45.8% (令和5年度)	↑
6	困っていることについての相談者がいない又は相談しなかった保護者の割合 [久留米市子どもの生活実態調査]	18.2% (平成29年度)	—	↓
7	近所の人と付き合いがない子どもの割合 [久留米市子どもの生活実態調査]	12.1% (平成29年度)	—	↓
8	スクールソーシャルワーカーによる支援件数[件数把握]	163件 (平成30年度)	249件 (令和4年度)	↑
9	生活自立支援センターの相談支援件数[件数把握]	1,020件 (平成30年度)	1,122件 (令和5年度)	→

4 総合的な取組の状況（令和2～5年度）

（1）教育の支援

①プラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの体制を強化することにより、貧困など困りごとを抱えた児童生徒の早期発見・早期対応や相談しやすい環境づくりに努めました。

また、生活環境や背景が厳しいかどうかに関わらず、全ての児童生徒の学びに向かう力の育成や学力保障と向上に向けた取組について指導・助言を得えながら進めてきました。

〔新たな取組〕

- ・スクールソーシャルワーカー拠点校配置（モデル事業）【R3～】
- ・委託によるスクールカウンセラーの増員【R3～】
- ・特色ある教育実践指定事業を実施【R4～】

②教育費負担の軽減

経済的な理由により、学校で必要な費用の負担が厳しい保護者に対し、給食費、学用品費などの一部支給や災害共済給付制度の掛金免除など、保護者の教育に係る経済的負担の軽減に取り組みました。

③地域における学習支援等

児童・生徒がいる生活困窮世帯への家庭環境改善支援や社会的居場所での学習支援を実施するとともに、生活体験や社会体験等の取組（土曜塾）を継続して支援しました。

（2）生活の安定に資するための支援

①保護者の妊娠・出産、子どもの乳幼児期における支援

生活に困窮している世帯かどうかに関わらず、妊娠・出産に関する様々な負担を軽減するため、医療・保健・福祉の観点から取組を進めました。

〔新たな取組〕

- ・多胎妊婦の妊婦健康診査回数の上乗せ【R3～】
- ・妊婦健康診査の超音波検査の拡充【R4～】
- ・支援につながりづらい家庭への育児用品等の配布【R3～】
- ・産後ケア事業の拡充（利用期間や負担額の見直し）【R2～】
- ・多胎妊産婦マイサポーター事業の実施【R5～】
- ・低所得の妊婦への初回産科受診料の支援【R5～】

②保護者の生活支援

生活に係る経済的な負担を軽減するとともに、相談体制を拡充するなど、生活困窮世帯のみならず子育て世帯を包括的に支援する取組を進めました。

〔新たな取組〕

- ・生活困窮世帯に対する相談体制の拡充（支援員の増員）【R4～】
- ・病児保育利用料の無償化【R5～】
- ・子育て短期支援事業の拡充（親子入所等支援の開始）【R5～】

③子どもの生活支援

子ども達が自身の困りごとなどについて相談し、周りの大人が受け止めることができるよう啓発に取り組むとともに、様々な形態で、子ども達の居場所が確保できるよう取組を進めました。

[新たな取組]

- ・ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業（全市域に拡充）【R 4～】
- ・子どものSOSの出し方教育（全市立中学・高校へ拡充）【R 3～】
- ・ひとり親家庭等への養育費の取り決めに関するセミナーや個別相談会【R 4～】
- ・子ども食堂に関する補助金の拡充【R 4～】

④住宅に関する支援

離職等により住居を喪失するおそれがある方への家賃補助を行うとともに、市営住宅の募集において子育て世帯等について別枠で募集を行うなど、生活に困窮する子育て世帯に対して継続して支援をしました。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

①保護者の就労支援

母子家庭等の就職が困難な方を雇用した事業主に対する奨励金に継続して取り組むとともに、ひとり親家庭の保護者の就労支援や養育費確保のための相談支援、子育て中の方などを対象とした個別の就労相談など、相談しやすい体制整備に努めました。

[新たな取組]

- ・ひとり親サポートセンターの相談体制の拡充（養育費相談、LINE相談）【R 4～、R 5～】

②保護者の学び支援

ひとり親家庭の保護者の資格取得を支援することで、より良い条件での就労が実現できるよう取組を進めました。

[新たな取組]

- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の拡充（対象資格拡大）【R 3～5】
- ・自立支援教育訓練給付金の拡充（指定教育訓練講座の上限額引上げ）【R 4～】
- ・ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金の拡充（受講開始時の追加、支給割合引上げ、上限額引上げ）【R 4～、R 5～】

(4) 経済的支援

①各種手当の支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を継続的に行うとともに、コロナ禍で実施された臨時特別給付金等を確実に支給することで、生活困難世帯の経済的支援を継続的に行いました。

②教育費負担の軽減

- (1) ②の再掲のため省略

③その他の経済的支援

生活困窮世帯を含む子育て世帯を対象として、医療費の自己負担の軽減やひとり親家庭向けの貸付金制度の拡充など、支援制度の充実に努めました。

[新たな取組]

- ・子ども医療費助成の拡充（中学生の入院に係る自己負担限度額の引き下げ、未就学児の通院・入院と小学生の入院に係る自己負担の無償化）【R 3～、R 5～】
- ・重度障害児（者）医療費助成の拡充（小中学生の入院に係る自己負担の無償化）【R 5～】
- ・ひとり親家庭等医療費助成の拡充（小中学生の入院に係る自己負担の無償化）【R 5～】
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充（貸付限度額引き上げ、家計急変者の枠の新設）【R 2～、R 5～】

(5) 支援・制度につなぐ取組

コロナ禍において対面での会議や研修を実施することが困難な時期もありましたが、子ども食堂実施団体同士の意見交換会、子どもの理解を深めるため、子どもの権利に関する研修、校区子育てサロン運営団体を対象とした講座を開催するなど、実施方法に工夫を凝らしながら、継続的に取組を進めました。